

○原子力規制委員会告示第十二号

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第四十八条第一項の規定に基づき、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示を次のように定め、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から適用する。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（原子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設）

第二条 規則第四十八条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原

子力規制委員会が定める特定重要発電用原子炉施設は、次の各号（第四十八号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設（特定重要発電用原子炉施設に限る。）並びに第四十八号に掲げる工場又は事業所に設置される特定重要発電用原子炉施設とする。

- 一 北海道電力株式会社泊発電所 一号炉
- 二 北海道電力株式会社泊発電所 二号炉
- 三 北海道電力株式会社泊発電所 三号炉
- 四 東北電力株式会社東通原子力発電所 一号炉
- 五 東北電力株式会社女川原子力発電所 一号炉
- 六 東北電力株式会社女川原子力発電所 二号炉
- 七 東北電力株式会社女川原子力発電所 三号炉
- 八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 五号炉
- 九 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 六号炉
- 十 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 一号炉

- 十一 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 二号炉
- 十二 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 三号炉
- 十三 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 四号炉
- 十四 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 一号炉
- 十五 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 二号炉
- 十六 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 三号炉
- 十七 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 四号炉
- 十八 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 五号炉
- 十九 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 六号炉
- 二十 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 七号炉
- 二十一 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 三号炉
- 二十二 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 四号炉
- 二十三 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 五号炉

- 二十四 北陸電力株式会社志賀原子力発電所 一号炉
- 二十五 北陸電力株式会社志賀原子力発電所 二号炉
- 二十六 関西電力株式会社美浜発電所 一号炉
- 二十七 関西電力株式会社美浜発電所 二号炉
- 二十八 関西電力株式会社美浜発電所 三号炉
- 二十九 関西電力株式会社高浜発電所 一号炉
- 三十 関西電力株式会社高浜発電所 二号炉
- 三十一 関西電力株式会社高浜発電所 三号炉
- 三十二 関西電力株式会社高浜発電所 四号炉
- 三十三 関西電力株式会社大飯発電所 一号炉
- 三十四 関西電力株式会社大飯発電所 二号炉
- 三十五 関西電力株式会社大飯発電所 三号炉
- 三十六 関西電力株式会社大飯発電所 四号炉

- 三十七 中国電力株式会社島根原子力発電所 一号炉
- 三十八 中国電力株式会社島根原子力発電所 二号炉
- 三十九 四国電力株式会社伊方発電所 一号炉
- 四十 四国電力株式会社伊方発電所 二号炉
- 四十一 四国電力株式会社伊方発電所 三号炉
- 四十二 九州電力株式会社玄海原子力発電所 一号炉
- 四十三 九州電力株式会社玄海原子力発電所 二号炉
- 四十四 九州電力株式会社玄海原子力発電所 三号炉
- 四十五 九州電力株式会社玄海原子力発電所 四号炉
- 四十六 九州電力株式会社川内原子力発電所 一号炉
- 四十七 九州電力株式会社川内原子力発電所 二号炉
- 四十八 日本原子力発電株式会社東海第二発電所
- 四十九 日本原子力発電株式会社敦賀発電所 一号炉

五十 日本原子力発電株式会社敦賀発電所 二号炉